「申請に対する処分」基準等公開票(条例又は規則)

許認可等の名称	ホール等の使用の許可
根拠条例等・条項	堺市立みはら歴史博物館条例第6条
所 管 課	博物館 みはら歴史博物館
審査基準	堺市立みはら歴史博物館条例第6条に基づき審査する。
	「堺市立みはら歴史博物館条例第6条 (ホール等の使用の許可)〕 ホール及び控室(以下「ホール等」という。)を使用しようとする者は、 あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更 しようとするときも、また同様とする。
	2 控室は、ホールの使用を許可する場合に限り、その使用を許可するもの とする。
	 3 次の各号のいずれかに該当するときは、ホール等の使用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。 (2) 建物、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。 (3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。 (4) 前3条に掲げるもののほか、ホール等の管理上支障があり、委員会が不適当であると認めるとき。
	4 委員会は、ホール等の使用を許可する場合において、管理上必要があると 認めるときは、当該許可に条件を付けることができる。
標準処理期間	即時(または審査に相当の期間が必要な場合は、申請者標準処理期間に対し調査等に要する期間を通知する。)
	標準処理期間を設定できない理由